

2012-11-28

11月27日に国土交通省から、評価協会事務局を經由して低炭素法関連の情報提供がありましたのでご案内いたします。

■国土交通省からの提供情報（2012/11/27）

以下、2点についてご報告いたします。

- ①本日（11月27日）低炭素法施行令・施行期日政令が閣議決定され、低炭素法の施工日が12月4日に決定いたしました。
（省令、告示の法令番号は判明し次第ご報告いたします。）
- ②11月26日より一次エネルギー消費量のWEB計算プログラムが公開されております。

【①についてのご報告】

都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める「都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日を定める政令」及び「都市の低炭素化の促進に関する法律施行令」が、本日11月27日（火）に閣議決定されました。

これにより、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行期日は、平成24年12月4日と決定いたしましたので、お知らせいたします。

また、政令についての法令番号は下記のとおりです。

- 都市の低炭素化促進に関する法律の施行期日を定める政令（平成24年政令第285号）
- 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）

なお、政令の内容については、以下のURLに公表しておりますので、ご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi08_hh_000020.html

※ 施行令第12条の所管行政庁に係る規定ぶりが、前回送付したものから若干変更していますが内容に変更はありません。

【②についてのご報告】

webプログラムのHPを公開いたしましたので、ご連絡いたします。

建築研究所及びIBECのトップページの新着情報からも飛ぶことができますので、ご連絡いたします。

※非住宅用の入力ファイルが現在ダウンロードできませんので、
本メールに添付いたします。

※非住宅の室用途名称を告示上の法令用語に変更しておりますので、
新旧読み替え表を添付いたします。（略称でも入力可能です。）

※いずれも近々ダウンロードできるようにいたします。

<web プログラム URL>

<http://becc.nilim-bri.jp/>

<建築研究所トップページ>

<http://www.kenken.go.jp/>

<IBEC トップページ>

<http://www.ibec.or.jp/index.html>